

○旭川工業高等専門学校男子寮寮生会会則

(昭和38. 11. 28 制定)

改正 昭和40. 4. 1

平成15. 1. 10

平成22. 3. 31

旭川工業高等専門学校男子寮寮生会会則

第1章 総則

第1条 旭川工業高等専門学校明誠寮に旭川工業高等専門学校男子寮寮生会（以下「男子寮寮生会」という。）を置く。

第2条 男子寮寮生会は旭川工業高等専門学校の教育方針にのっとり、寮生の共同生活を自主的に運営し、その活動を円滑に行うことを目的とする。

第3条 男子寮寮生会は旭川工業高等専門学校の全男子寮生をもって組織する。

第2章 機関

第4条 男子寮寮生会に第2条の目的を達成するため次に機関を置く。

- (1) 寮生総会
- (2) 寮生役員会
- (3) 選挙管理委員会

第3章 役員

第5条 男子寮寮生会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 議長 1名
- (4) 副議長 1名
- (5) 代表委員 8名
- (6) 選挙管理委員長 1名
- (7) 選挙管理副委員長 1名

2 前項第5号の役員のうち4名は第1学年学生とする。

3 第2学年学生から第5学年学生については、2名以上が役員として在籍するものとする。

第6条 会長は男子寮寮生会を代表して会務を行うとともに、議決執行の最高の責任を持つ。

2 副会長は会長を補佐するとともに、会長に事故あるときにはその任務を代行する。

3 議長は寮生総会における議事進行に関して一切の責任を負う。

4 副議長は議長を補佐するとともに、議長に事故あるときはその任務を代行する。

5 代表委員は寮生を代表し、その総意を男子寮寮生会に反映する。

6 選挙管理委員長は、寮生会役員選挙を管理する。

7 選挙管理副委員長は、選挙管理委員長を補佐するとともに、選挙管理委員長に事故あるときはその任務を代行する。

第7条 役員を選出方法は寮生の投票によるものとし、有効投票総数の過半数の得票をもって当選とする。ただし、第5条第2項に規定する役員は、会長が指名し、選挙管理委員長の承認を得るものとする。

2 役員に欠員が生じた場合は、前項の方法によりすみやかに補充するものとする。

第8条 役員任期は1年とし、期間は4月から翌年3月までとする。

2 役員は再任することができる。

#### 第4章 寮生総会

第9条 寮生総会は男子寮寮生会の最高議決機関であり、男子寮寮生によって構成される。

2 議長は年2回以上寮生総会を招集する。

3 寮生の3分の1以上の要求がある場合には、議長は臨時にこれを招集する。

第10条 寮生総会は次の事項を審議する。

(1) 会則の変更

(2) 役員の不信任の決定

(3) その他の重要事項

2 男子寮寮生会は、寮生総会の審議事項のうち、一部の審議事項を寮生役員会に付託し、議決させることができる。

第11条 寮生総会の招集及び議題の告示は、開催日の5日前までに行わなければならない。ただし、緊急を要する場合にはこの限りではない。

第12条 寮生総会は男子寮寮生の4分の3以上の出席をもって成立し、その議決には出席者の過半数の同意を必要とする。ただし、第10条第1号及び第2号の議決は出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

#### 第5章 寮生役員会

第13条 寮生役員会は寮生総会に次ぐ議決機関であり、役員をもって構成する。

第14条 会長は必要に応じて寮生役員会を招集する。

2 前項の規程にかかわらず役員3分の1以上の要求がある場合には、会長は臨時にこれを招集する。

3 寮生役員会は役員4分の3以上の出席をもって成立し、その議決には出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

第15条 寮生役員会は次の事項を審議する。

(1) 男子寮寮生会の事業計画

(2) 細則の制定及び改廃

(3) その他重要なもの

2 寮生役員会は、決定した事項を速やかに寮生に通知する。

#### 第6章 選挙管理委員会

第16条 選挙管理委員会は、選挙管理委員長、選挙管理副委員長及び選挙管理委員をもって構成する。

2 選挙管理委員長は、前項の選挙管理委員を、第5条に規程する役員以外の者から若干名指名する。

第17条 選挙管理委員長は、選挙の都度選挙管理委員会を招集する。

第18条 選挙管理委員会は次の事項を審議し実施する。

(1) 選挙の公告と選挙日程の通知

(2) 投票及び開票

(3) 開票結果の通知

(4) その他選挙に関する事項

## 第7章 顧問及び最高顧問

第19条 男子寮寮生会に顧問を置き、寮生指導にあたる寮務主事及び寮務主事補をもって充てる。

第20条 顧問は第4条に規程する機関に指導と助言を与えることができる。ただし、構成員とはならない。

第21条 第4条に定める機関の招集及び開催に関する事項並びに議決された事項は、すべて寮務主事を経て学校長に届け出、その承認を得てから発効する。

第22条 男子寮寮生会の最高顧問は、学校長をもって充てる。

### 附 則

この会則は、昭和38年11月28日より施行する。

### 附 則（昭和40.4.1）

この会則は、昭和40年4月1日より施行する。

### 附 則（平成15.1.10）

この会則は、平成15年1月10日より施行する。

### 附 則（平成22.3.31）

この会則は、平成22年4月1日より施行する。